

不利益処分の内容	現状変更等の停止命令又は許可の取消し		
根拠法令及び条項	文化財保護法第 125 条第 3 項		
担 当 課	文化財課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
現状変更の許可の停止又は取消しは、文化財保護法第 125 条第 1 項の許可を受けた者が許可基準に違反したとき又は同条第 3 項の規定によって付された許可の条件に従わなかったときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。			
1 故意又は悪意の有無及びその程度			
2 許可の条件に従わないことに正当な理由がないこと。			